

◇ 信用保証料助成

資金の借入を行う際、三重県信用保証協会の保証を利用した場合に、保証料の一部を助成します。

【助成対象】 R8.4.1～R9.3.31の間に借入をし、支払った三重県信用保証協会の信用保証料
※分割で支払った場合は1年目(今回)に支払った保証料のみ対象となります。

【申請期間】 R8.6.1～R9.3.31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 $\{(保証料総額) - (公的機関等からの助成額)\} \times 1/3 =$ 三ト協助成額

【申請書類】借入完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②信用保証決定のお知らせ【お客様用】(写)
- ③セーフティネット保証に係る認定書(写)

【上限】40万円
40万円を超えない限り
再申請ができます。

※③は下記セーフティネット保証制度を利用の場合のみ

- (1)国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危険関連保証」)
- (2)国が定める「災害関連保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資にかかる保証料
- (3)原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定める保証料

注意

- ・都合により保証料の還付を受けた場合や、申請内容が正常なものでないことが判明した場合は助成金を返還いただくことになります。
- ・「近代化融資」「運転資金等一部利子補給」と併用ができます。

住 所
事業者名
代表者名

印

信用保証料助成申請書

当社は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料額について貴協会の助成を受けたく、下記の通り申請します。(限度額40万円)
なお、公的機関等から助成を受けた場合には保証料総額より差引く為、下記の申請明細にて報告します。
また、都合により保証料の還付を受けた場合や申請内容に誤りが判明した場合には、速やかに助成金の返還をいたします。

助成金額 円(千円未満切捨て)

1. 申請明細

	1	2	備 考
保証金額(借入の金額)	円	円	「決定のお知らせ」の【制度】が空欄の場合は空欄で可
保証制度			
セーフティネット保証(○をやる)	有 ・ 無	有 ・ 無	
保証料率	%	%	貸出利率ではありません
借入金融機関	銀行	銀行	
	支店	支店	
借入日	年 月 日	年 月 日	
借入期間	年	年	据置期間を含む
(A) 保証料総額	円	円	
(B) 他機関からの助成金	円	円	※該当する場合のみ記入
(C) 助成金額(千円未満切捨て)	円	円	{(A)-(B)} × 1/3 = (C)
助成金額合計		円	

2. 助成金申請における確認事項 **【必ず確認上 印 してください】**

I. <input type="checkbox"/> 当社は社会保険等に加入しています 健康保険証の事業所記号 [] ←記入して下さい <input type="checkbox"/> 当社は社会保険非適用事業所であることに間違いありません(従業員5人未満)
II. <input type="checkbox"/> 直近までの会費の納入が完了しています
III. <input type="checkbox"/> 借入日から3ヶ月以内の申請です(4~5月分は8月末まで申請可)

3. 助成金の振込先 **【どちらかに 印 してください】**

- 登録済みの振込口座へ振り込む ***確認のため口座番号は必ずご記入ください**
- 下記口座に登録を変更する **(助成金毎や営業所毎に別の口座は登録できません)**

振込先金融機関名	口座名義	口座番号
_____ 支店	(フリガナ)	普通 ・ 当座
		NO. _____ 口座番号は必ずご記入ください

担当者名 _____ 連絡先 TEL(_____) _____

4. 添付書類

- ①信用保証決定のお知らせ【お客様用】(写)
- ②セーフティネット保証に係る認定書(写)・・・(1)~(3)のセーフティネット保証融資を受けた場合のみ
 - (1)国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号~第8号及び同条第6項「危険関連保証」)
 - (2)国が定める「災害関連保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資にかかる保証料
 - (3)原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定める保証料